［引受保険会社］

第一生命
Daiichi Life Group

年金工房S
NENKIN KOBO

引出機能付災害2割加算型変額年金保険(H16)

この商品は、第一生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)です。

商品のご説明(増額のご案内)

2026年2月版

増額　お客さまのライフプランにあわせて、余裕資金ができたときやマーケット動向をみながら、基本保険金額を増額することができます。

年金工房S（積極運用プラン）のしくみ図

＊この保険は運用実績に応じて資産残高が変動します。下記しくみ図はイメージを表したもので、実際の死亡給付金額や積立金額を保証するものではありません。積立金額、解約返還金額は、一時払保険料と増額分保険料の合計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。なお解約された場合、以後の死亡保障はなくなります。

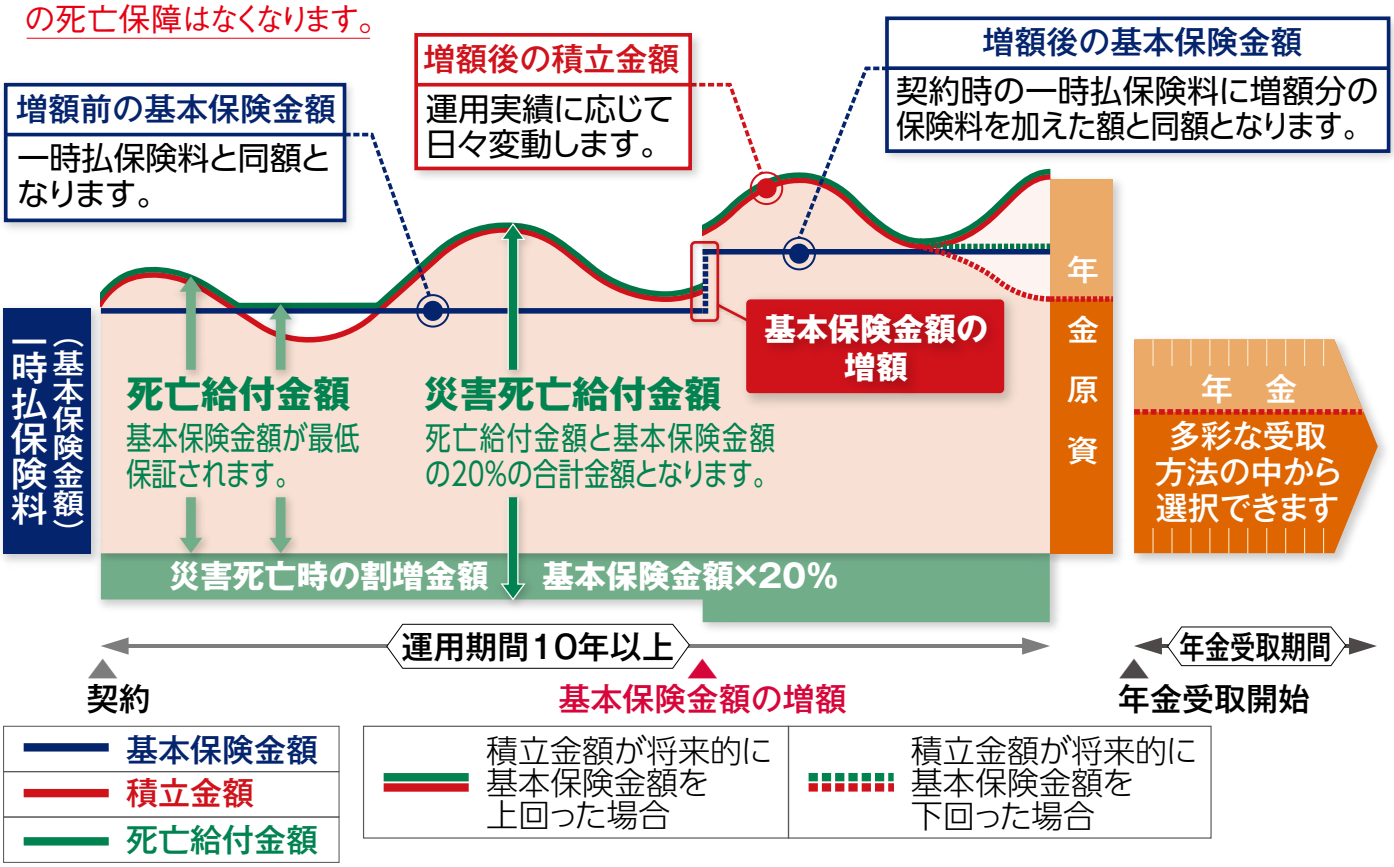

⚠ ご注意ください　商品のしくみとリスクについて

●この商品は、年金支払開始日の前日における積立金額等をもとに、年金支払開始日に年金原資、ならびに年金額を決めるしくみの保険料一時払方式の変額年金保険（生命保険）です。引受保険会社は、第一生命です。
●死亡給付金額は、運用期間中に減額等がなければ、一時払保険料と増額分保険料の合計額が最低保証されています。
●年金額は、保険の加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金原資をもとに年金支払開始時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）によって計算され算出されます。
●年金支払開始日以降は一般勘定にて資産の運用を行い、年金受取期間中は年金額が一定となります。
●保険契約者は、年金支払開始日前に限り、第一生命の承諾を得て、年金支払開始日を変更（繰上げ・繰下げ）することができますが、繰上げの場合は、変更後の年金支払開始日が契約日または**最後の増額日から10年以上あること**を要します。

【元本欠損が生じる場合】

●積立金額は、ファンド（特別勘定）で運用・管理されます。ファンド（特別勘定）は、実質的に国内外の株式・債券等を投資対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価格の下落」等が基準価額の下落要因となります。
●基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額、年金原資などに反映されるため、積立金額、解約返還金額、年金原資が一時払保険料と増額分保険料の合計額を大きく下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
●生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
●契約（増額）から10年未満の解約・減額時の解約返還金については、解約日末の積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。解約控除額は基本保険金額に経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額となります。経過年数ごとの解約控除については5ページの解約控除（運用期間中）をご参照ください。

増額のイメージ

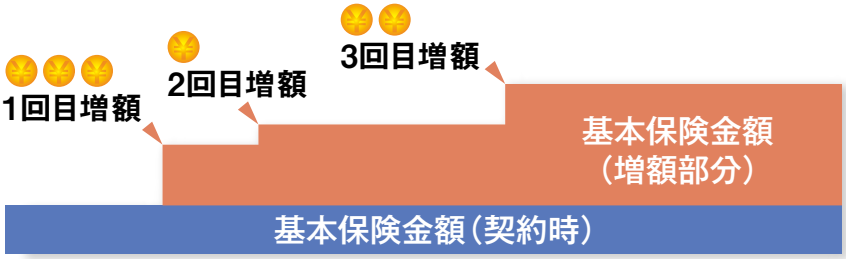

＊最低10万円以上1,000円単位でご利用いただけます。
＊年金支払開始日までの期間が2年未満の場合はお取り扱いできません。
＊増額分保険料の各特別勘定への繰入割合は、1％以上1％単位で自由に設定することができます。

＊上図は、増額時の基本保険金額のイメージを表しています。積立金額については、特別勘定の運用実績に応じて日々変動します。
＊年金工房Sでは規則的増額はお取り扱いしておりません。

⚠ご注意ください

●増額のお取り扱いは、クーリング・オフ制度の対象外です。
●増額後10年未満に契約の解約または減額をした場合、解約控除がかかります。
4ページのよくあるご質問もご参照ください。

自由に選べるファンド（特別勘定）ラインアップ

保険料を運用するファンド（特別勘定）は以下のラインアップの中から1％以上1％単位で自由に配分できます。

ファンド名称（特別勘定名称）	主たる投資対象とする投資信託			
	名　称	信託報酬※	運用会社	主な運用リスク
日本株式型（S225）	インデックスマネジメントファンド225（変額年金）	年率0.495％（税抜0.45％）	アセットマネジメントOne株式会社	株価変動リスク
日本株式型（SJE1）	新光ジャパンオープン（変額年金）	年率1.155％（税抜1.05％）	アセットマネジメントOne株式会社	株価変動リスク
日本株式型（SJE2）	新光小型株オープン（変額年金）	年率1.155％（税抜1.05％）	アセットマネジメントOne株式会社	株価変動リスク
世界株式型（SGE1）	DIAM外国株式インデックスファンドVA	年率0.5775％（税抜0.525％）	アセットマネジメントOne株式会社	株価変動リスク 為替変動リスク
世界債券型（SGB1）	DIAMグローバル・ボンド・ポートVA（ヘッジなし）	年率0.5775％（税抜0.525％）	アセットマネジメントOne株式会社	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク
世界債券型（SGB2）	海外国債ファンド（変額年金）	年率0.77％（税抜0.70％）	アセットマネジメントOne株式会社	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク
不動産投信型（SJR1）	DIAM J−REITファンドVA	年率0.704％（税抜0.64％）	アセットマネジメントOne株式会社	不動産投資信託（リート）の価格変動リスク
バランス型（SBF1）	DIAMライフサイクル・ファンドVA2（安定・成長型）	年率0.737％（税抜0.67％）	アセットマネジメントOne株式会社	株価変動リスク 金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク
マネープール型（SMP）	フィデリティ・マネー・プールVA	年率0.55％（税抜0.50％）を上限とし、コールレートの水準により決定	フィデリティ投信株式会社	金利変動リスク 信用リスク

※記載の信託報酬は、2019年10月現在の数値であり、運用会社により今後変更され引き上げられることがあります。

スイッチング（積立金の移転）

スイッチングは年間15回までお取り扱いします。また、その際に費用はかかりません。

⚠ご注意ください スイッチングを行った際には、移転先のファンドによっては運用リスクが異なることがあります。

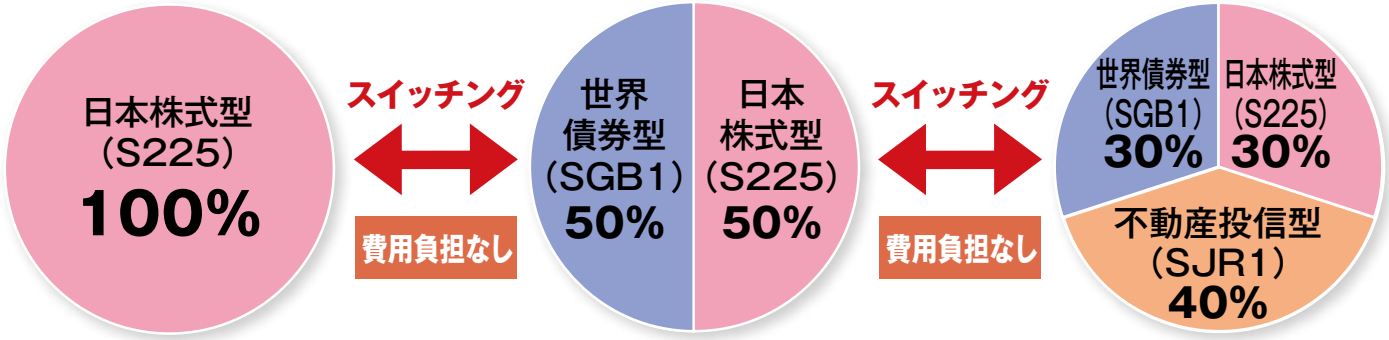

契約時に「日本株式型（S225）」に100%投入

「日本株式型（S225）」の一部を「世界債券型（SGB1）」にスイッチ

「世界債券型（SGB1）」「日本株式型（S225）」の一部を「不動産投信型（SJR1）」にスイッチ

＊上記イメージ図はスイッチングの例を示したものであり、例示のファンド（特別勘定）を推奨するものではありません。
＊積立金の移転を行うファンド（特別勘定）については、積立金の移転割合の指定だけではなく、金額の指定もお取り扱いします。

よくあるご質問

Q 増額時に保険証券は発行されますか?

A 増額時には「変額年金保険増額のお知らせ」が発行されますので、保険証券とともに保管してください。

Q 積立金額を半分まで減額しようと思います。
契約日からは10年以上たっているのですが、5年前に一度増額をしています。
解約控除はかかりますか?

A 増額部分が10年を経過していないため、増額部分に解約控除がかかります。増額が行われている契約の積立金額を半額まで減額すると、契約時の基本保険金額、増額した基本保険金額部分、それぞれが半額まで減額されます。増額部分はまだ10年以上たっていないため、減額される基本保険金額のうち増額に対応する部分に対しては解約控除がかかりますので、十分ご注意ください。契約（増額）から10年未満の解約・減額時の解約返還金については、解約日末の積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。解約控除額は基本保険金額に経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額となります。経過年数ごとの解約控除については5ページの解約控除（運用期間中）をご参照ください。

⚠ご注意ください　ご負担いただく諸費用について

お客さまには、以下の費用の合計額をご負担いただきます。

項　目	金　額	備　考
保険契約関係費（運用期間中） （災害）死亡給付金のお支払いや契約の締結・維持に必要な費用	ファンド（特別勘定）の資産総額に対して年率**1.545%**	ファンド（特別勘定）の資産総額に対して年率1.545%／365日を毎日控除します。
運用にかかわる費用（運用期間中） 各ファンド（特別勘定）の運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬など	信託報酬は、（年率）**1.155%が上限**です。 ファンド（特別勘定）ごとの詳細については、3ページのファンド（特別勘定）ラインアップをご参照ください。 ＊運用手段の変更、運用資産額の変動を理由に将来変更される可能性があります。	投資対象となる各投資信託の信託報酬は、信託財産の額に対して所定の率（年率）／365日を毎日控除します。

＊上記の信託報酬のほか、以下の諸費用を間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

・有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用（マザーファンドで運用する場合も同様）等

項　目	金　額	備　考
保険契約維持費（運用期間中） 基本保険金額が200万円未満の場合にかかる費用	**毎月400円**	毎月の契約応当日（契約日を含みます）始に積立金から控除します。

解約控除（運用期間中）

契約日（増額日）から経過10年未満で解約・減額した場合にかかる費用

経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
基本保険金額に対する解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%

項　目	年金の種類	金　額	備　考
保険契約関係費（年金受取期間中） 年金支払開始日以降にご負担いただく費用	確定年金 保証期間付有期年金	受取年金額に対して年率**1.0%**	第2回目以後の年金支払日に責任準備金から控除します。
	保証期間付終身年金	保証期間中:受取年金額に対して年率**1.0%** 保証期間経過後:受取年金額に対して年率**2.0%**	

※上記の率等は年金支払開始日の時期によって異なります。

※年金額は第2回目以後の年金支払日に責任準備金から費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。

契約に際して

■お申し込みについて

基本保険金額※	5億円以下（1,000円単位） ◆契約時の一時払保険料と増額分保険料の合計額です。
増　額	10万円以上1,000円単位
クーリング・オフ制度の対象外	増額のお取り扱いは、クーリング・オフ制度の対象外です。増額分保険料はいったんお振り込みいただきますと、増額のお申し込みの撤回はできませんので、契約の際には十分にご検討ください。
保障の責任開始期	増額を行う場合、増額した部分について、保障の責任が開始される時期については、契約の申込時の取り扱いに準じます。増額分保険料は、第一生命の責任が開始される日または増額の申し込みを承諾した日のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。（第一生命は、増額に関する申込書を、第一生命変額年金サービスセンターで受け付けた日から起算して2営業日以内に増額の申し込みの諾否を決定します。）増額日は、第一生命が増額分保険料の特別勘定による運用を開始する日とします。したがって、特別勘定の運用実績が積立金に反映されるのは増額日からとなります。
年金支払開始日までの期間	年金支払開始日までの期間が2年未満の場合は、増額のお取り扱いはできません。

※変額年金保険の加入限度について／同一の被保険者について、ほかに第一生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。

この資料は商品の増額のお取り扱いについて説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。現在ご加入の年金工房Sの詳細につきましては、お手持ちの保険証券、「ご契約のしおり－定款・約款」にてご確認ください。

増額の検討に際しては、募集代理店の担当者（変額保険販売資格を持つ募集人）にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一生命との間で締結される契約であり、お客さまからの申し込みをいただき、第一生命が承諾したときに有効に成立いたします。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

給付金などの削減について

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

その他ご注意いただきたい事項について

●保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に、第一生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一破綻に陥った場合、保護機構により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。この措置が図られたとしても、契約時にお約束した給付金額等の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【生命保険契約者保護機構】
電話:03-3286-2820
※受付時間　9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
ホームページ http://www.seihohogo.jp/

【一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」】
・この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
・一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。
また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（生命保険協会ホームページ　https://www.seiho.or.jp/）
・なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【第一生命の苦情相談窓口】
ご加入の生命保険に関する苦情・相談につきましては、お客さま相談室またはお近くの第一生命へご連絡ください。
・お客さま相談室（03）3216-1211（大代表）※受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

●この商品は第一生命を引受保険会社とする生命保険商品です。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取り引きに影響を及ぼすことはありません。

［募集代理店］

［引受保険会社］

第一生命保険株式会社
〒100-8411　東京都千代田区有楽町1-13-1
電話（03）3216-1211（大代表）
第一生命変額年金サービスセンター（契約者専用）　0120-484-104
営業時間:月曜日～金曜日（祝日、年末・年始等の休日を除く）9:00～17:00
◎第一生命ホームページ https://www.dai-ichi-life.co.jp/

2026年2月版
㊞C19P5041（2019.9.26）　代業18752-01　リ